

## 企業局大規模建設工事等の契約に係る入札事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模建設工事等の契約に係る業者選定及び入札執行について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 この要綱が対象とする大規模建設工事等は、次のとおりとする。

- 一 執行予定額が1億5千万円以上の建設工事及び建設工事に係る1千5百万円以上の設計、調査、測量又は監理の委託
- 二 公営企業管理者が特に指定した建設工事及び建設工事に係る設計、調査、測量又は監理の委託

(入札執行依頼)

第3条 企業局長は、大規模建設工事等を発注しようとするときは、様式1、様式2及び様式3により、業者選定及び入札執行に係る事務を総務部長へ依頼するものとする。

(入札保証金等)

第4条 この要綱に基づく入札に係る入札保証金の納付、還付及び契約保証金への充当は、発注機関の長が取り扱うものとする。

(契約の相手方の選定通知)

第5条 企業局長は、総務部長から契約の相手方選定通知書(様式4)の送付を受けたときは、当該通知書の写しを発注期間の長へ通知するものとする。

(入札結果等の公表)

第6条 この要綱に基づく入札結果等の公表については、関係諸規程に定める公表方法等に基づき、入札課長が行うものとする。

(規定の読み替え)

第7条 この要綱に基づく業者選定及び入札執行においては、入札執行の依頼から契約の相手方の選定通知に至る手続きに関する部分について、別に定める場合を除き、建設工事等に関する関係諸規程の規定を次のとおり読み替えるものとする。

規 程 (現 行)	読 み 替 え
決裁権者	企業局長
発注機関の長	入札課長
本庁所管課長	入札課長
入札事務を所掌する課(所)長	入札課長

(その他)

第8条 この要綱に抛りがたいものについては、関係諸規程の例による。

附 則

この要綱は、平成13年1月29日から施行する。

この要綱は、平成19年10月5日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年5月15日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年1月4日から施行する。

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

この要綱は、平成30年1月30日から施行する。ただし、改正後の規定は、平成30年度の予算の執行に係るものから適用し、平成29年度の予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

